

太成学院大学高等学校

教育後援会奨学資金規程

目 的

- 第 1 条 この規程は、太成学院大学高等学校に在学する生徒で、学業を継続する意志があるにもかかわらず家庭状況の急変により、就学困難と判断される者に奨学資金を給付して、その就学を援助することを目的とする。

基 金

- 第 2 条 基金は毎年度400万円を限度とする。

給付対象

- 第 3 条 給付を受ける生徒は、次の条件に該当するものに限る。
1. 本人在学中に主たる学資負担者（あらかじめ申請された者）（以下学資負担者という）の死亡の場合は給付する。（返還の必要なし）

給付額

- 第 4 条
1. 給付額は、学資負担者の死亡日属する次期分以降の授業料の全額とする。
ただし、各種奨学資金等（給付に限る）及び国の就学支援金、府県授業料支援補助金を受給している場合は、その合計額を授業料より減じた額とする。
 2. 本奨学資金交付後すみやかに、他の各種奨学資金等に出願するよう指導する。

給付の申込

- 第 5 条 学級担任は、保護者等から本奨学資金の給付の申出があれば、奨学資金願書を受け付けし、家庭訪問を行い保護者等の面談等によって、家庭状況を十分調査の上、奨学資金の給付調書を作成し校長に提出する。

選考と決定

- 第 6 条 校長は、審査委員会を召集して第3条による適格者を選考し、教育後援会会長に推薦する。教育後援会会長は推薦により給付を決定する。

資金の交付

- 第 7 条 資金の給付の交付は、4月・6月・9月・12月に事務課において行う。

資金の給付の打切り

第 8 条 校長は、次の各号に該当するときは、審査委員会にかけて資金の給付の交付を打ち切る。

1. 保護者等の経済事情が好転し、資金の給付または貸与の交付を必要としなくなったとき。
2. 退学・休学・除籍および長期欠席したとき、または進級不可能となったとき。
3. 学業及び生活態度が不良で、本校生徒としてふさわしくないと判断されたとき。

審査委員会の構成

第 9 条 審査委員会の構成は、校長、(副校長)、教頭、教務部長、生徒指導部長、進路指導部長、保健体育部長、入学企画室長、事務長、当該学科長、当該コース主任、当該学年主任、当該学級担任、奨学事務担当者とする。

基金の使途

第 10 条 基金の使途は第 1 条を目的とするが、一般会計の収入に不足が生じる場合には総会の承認を得て、基金の一部を取り崩すことができる。

附 則

第 11 条 この規程は昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
平成 27 年 4 月 1 日から施行する。